

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域  
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」  
同プログラム研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成23年11月23日  
独立行政法人科学技術振興機構  
社会技術研究開発センター 評価委員会

# 目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	2
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」	
平成19年度、21年度研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 研究開発プロジェクト「子どもの見守りによる安全な地域社会の構築　ハート・ルネサンス」	
研究代表者：池崎 守（特定非営利活動法人 さかい hill-front forum 理事長）	
	9
2-2. 研究開発プロジェクト「子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討」	
研究代表者：中村 健二（立命館大学 情報理工学部情報システム学科 助手）	
	13
【参考資料】	
参考1：検討経緯	16
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達	17

## 1. 評価の概要

社会技術研究開発センター評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の個別研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

### 1-1. 評価対象

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域（領域総括：片山 恒雄／東京電機大学 教授）に関する、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の平成19年度・21年度採択（平成22年度終了）の2研究開発プロジェクト（別表）の研究開発成果を評価の対象とした。

（別表）

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
子どもの見守りによる安全な地域社会の構築 ハート・ルネサンス	池崎 守	特定非営利活動法人 さかい hill-front forum 理事長
子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討	中村 健二	立命館大学 情報理工学部情報システム学科 助手

### 1-2. 評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

### 1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター評価委員会が実施した。また、専門の事項を調査するために「犯罪からの子どもの安全」分科会を設置した。評価委員会及び分科会の構成員は以下の通りである。

## 評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	有信 睦弘	東京大学 監事
	甘利 俊一	(独)理化学研究所 脳科学総合研究センター 特別顧問
	小川 眞里子	三重大学 教授
	鈴木 良次	金沢工業大学 教授／研究支援機構顧問
	辻井 重男	中央大学研究開発機構 教授
	富浦 梓	東京工業大学 元監事
	中島 尚正	学校法人海陽学園 海陽中等教育学校 校長
「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」分科会主査	西岡 秀三	(独)国立環境研究所 特別客員研究員
「科学技術と人間」分科会主査	似田貝 香門	東京大学 名誉教授
「犯罪からの子どもの安全」分科会主査	向殿 政男	明治大学 理工学部 教授

## 「犯罪からの子どもの安全」分科会委員

役職	氏名	現職
主査	向殿 政男	明治大学 教授
委員	渥美 公秀	大阪大学 大学院人間科学研究科 教授
委員	石橋 昭良	文教大学 人間科学部 臨床心理学科 准教授
委員	岩切 玲子	学校安全教育研究所 副代表
委員	大淵 憲一	東北大学 大学院文学研究科 教授
委員	杉浦 透	広島市市民局 生涯学習課 振興係 主幹
委員	田代 光輝	ニフティ株式会社
委員	藤岡 一郎	京都産業大学 学長

## 1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要

### 1-4-1. 研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関与者の間で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策について、政策提言、実証等の具体的成果を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要がある。本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

### 1-4-2. 研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

◇ 開かれた関与者のネットワークの構築

◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（1）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（2）と（3）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。

### 1-4-3. 開かれた関与者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標（1）を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プロ

プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

#### **1-4-4. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」**

目標（2）と（3）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

##### **（1）防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出**

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担いうる負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

##### **（2）科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出**

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方等は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害

情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

なお、平成19年度から平成21年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

### ＜平成19年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どもの見守りによる安全な地域社会の構築ハート・ルネサンス	池崎 守	特定非営利活動法人さかい hill-front forum 理事長	3.5年間
系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト	坂元 昂	社団法人日本教育工学振興会 会長	4年間※1 ※2
子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立	原田 豊	科学警察研究所 犯罪行動科学部 部長	4年間
犯罪からの子どもの安全を目指したe-learningシステムの開発	藤田 大輔	大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 教授	5年間 ※2

※1 研究開発期間を変更した。 ※2 平成21年度において中間評価を実施

### ＜平成19年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ \*所属・役職は終了時点のものを記載。

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子ども中心の体験型安全教育プログラムの開発	清永 賢二	日本女子大学人間社会学部教育学科 教授	6ヶ月間
子どものネット遊び場危険回避、予防システム開発の提案	下田 博次	群馬大学社会情報学部 教授	6ヶ月間
ITを用いた子どもの安全確保の研究開発	松本 勉	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授	6ヶ月間
インテンショナル・インジュリー予防のための情報技術	山中 龍宏	産業技術総合研究所デジタルヒューマン研究センター内 CIPEC 代表	6ヶ月間
地域の防犯まちづくり活動計画作成推進支援ツールの開発	山本 俊哉	明治大学理工学部建築学科 准教授	6ヶ月間
幼稚園・保育所等における幼児の安全管理手法確立のための研究開発	渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部 教授	6ヶ月間

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発	下田 太一 ※3	特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 副理事長／合同会社ロジカルキット代表	4年間
犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練	仲 真紀子	北海道大学 文学研究科 教授	4年間
虐待など意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術	山中 龍宏	産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チーム チーム長／緑園子どもクリニック院長	4年間
計画的な防犯まちづくりの支援システムの構築	山本 俊哉	明治大学 理工学部 教授	4年間

※3 平成20年10月～平成23年3月 下田博次（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長）が研究代表者。平成23年4月より、下田太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 副理事長／合同会社ロジカルキット 代表）が研究代表者へ就任。

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ \*所属・役職は終了時点のものを記載。

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
こころに着目して被害と加害をともに防ぐ	辻井 正次	浜松医科大学子どものこころの発達研究センター 客員教授	6ヶ月間
子どもの感情理解・統御能力の測定と訓練	箱田 裕司	九州大学人間・環境学研究院 教授	6ヶ月間

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱	石川 正興	早稲田大学法学学術院 教授	2.5年間
犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発	小泉 令三	福岡教育大学 教育学研究科 教授	3年間
被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築	辻井 正次	浜松医科大学子どものこころの発達研究センター 客員教授／中京大学 現代社会学部 教授	3年間
子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討	中村 健二	立命館大学 情報理工学部情報システム学科 助手	1.5年間
演劇ワークショップをコアとした地域防犯ネットワークの構築	平田 オリザ	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 教授	3年間

## <平成21年度採択実行可能性調査>

実行可能性調査	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
保健室ネットワークによる子どもの危険への対処	宮尾 克 ※4	名古屋大学大学院情報科学研究科 教授	6ヶ月間

※4 実行可能性調査：研究開発プロジェクトとしての実行可能性を半年間で調査し、その結果に基づき、改めてプロジェクトとしての採択・不採択について評価を行うことを条件としたもの。

## 1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」という二重構造で評価することとしている。今回の事後評価では、分科会は、主として平成19年度採択の研究開発プロジェクトについて「ピアレビュー」、すなわち当該領域に関わる専門家による専門的観点からの評価を実施した。また、「アカウンタビリティーの評価」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価に関しても、分科会の意見を付して評価委員会に報告した。評価委員会は、分科会の報告を踏まえ、研究開発プロジェクト全体の視点から「アカウンタビリティーの評価」を行った。

「ピアレビュー」の観点の評価においては、目標達成、学術的・技術的貢献、社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開、費用対効果比、実施体制と管理運営を評価項目とした。「アカウンタビリティーの評価」においては、研究開発プロジェクト全体として得られた成果の、政策・行政等への反映、解決への活用状況、及びそれらの見通し、新たな研究展開の見通しを得ることへの貢献、投入された資源（資金、人）に対する成果の妥当性を評価項目とした。

評価にあたっては、本評価のために研究実施者が作成した「研究開発実施成果報告書（非公開）」、「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

## 2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」 平成19年度、21年度採択研究開発プロジェクト 事後評価

### 2-1. 研究開発プロジェクト「子どもの見守りによる安全な地域 社会の構築 ハート・ルネサンス」

研究代表者：池崎 守（特定非営利活動法人さかい  
hill-front forum<sup>1</sup> 理事長）

#### 2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られていると評価する。

子どもの見守りのために多くの ICT 技術関連の開発、運用を行っており、それをツールに多くの人を巻き込み、各人が主体的に参加する各種の活動を展開することで、犯罪からの子どもの安全だけでなく、まちの防犯や、まちおこしにも通ずる多くの知見と経験を得ている。「安全に待った無しの現場」として、本プロジェクトの研究は、地域<sup>2</sup>とのつながりを主軸とした実践活動であり、心強い即戦力となるだろう。他地域でも単発的に行われている活動を、本プロジェクトは、総合的に意義付け、位置づけし、様々な関係機関と連携しながら地域全体活動を推進し、実践している姿に敬意を表したい。

まちおこしは様々な試みられているが、経済的コスト、物的・人的資源の制約などがその遂行を妨げることが多い。本プロジェクトはこれらを乗り越える手段を示唆している点でも有意義である。

これまでの成果は、プロジェクトリーダーの情熱と個性と努力に負うところが大きいと思われる。今後、この仕組み、活動が継続、他地域に発展・拡充して行くというところまで制度的に整備されることを期待したい。

人間行動の集積である社会の在り様は、現象の相関関係でさえ膨大な因子と結果それぞれの確定が必要であるが、人文・社会科学的方法論からみても、これまでの地域社会連携のプロセスで幾つかはなされてきた、時系列・水平的分析的に新しい視点が乏しいため、このプロジェクトでまちづくりが「充実」したという有効性の指標の明確化とその分析結果がもっと欲しかったと思われる。

このプロジェクトが一つのよい成功例を作ったことは高く評価できる。この事例をどうモデル化し、客観的に体系化して他地域で実装できる形へ展開していくかが今後の課題であり、そのための一つの材料を提供したことは評価できる。

<sup>1</sup> 平成17年4月登美丘地区の北野田駅前にできた「東文化会館」の管理運営組織として発足。

<sup>2</sup> 本プロジェクトが活動する登美丘地区は昭和初期に計画的に開発された住宅地と古い町並み、自然が共存している良好な居住環境を有しているが、地区内の伊勢道はひたつくりの犯罪が多発するなど、治安が悪化していた。

## 2-1-2. 各項目評価

### 2-1-2-1. 目標設定の状況

領域目標に対し、プロジェクトのアプローチは適切であったと評価する。犯罪からの子どもの安全を図るため、現在普及している ICT 技術を活用し、地域のネットワークをつなぎ、子どもの見守りをテーマにまちづくりを進めたことは、極めて適切なアプローチであった。

研究開発目標は当初より明確に設定され、社会の情勢変化等を踏まえてより目標を明確にし、関係機関との連携や住民参加による取組みへと適切に変更をおこなったと評価する。当初サーバーにて立ち上げた情報共有システムを評価・検証・継続性の容易さを議論した上で、子どもに持たせた携帯電話の GPS 位置情報を活用し、情報共有に有効な見守りサイト「情報広場」をクラウド型に構築するなど、経費の節減を図り、技術の進展を巧みに取り入れて、より効率の良いシステム作りを進めてきた。子どもの安全を実現しようとする明確な目標に対し、実際的な活動を通じて、より高い目標である地域社会の再興、住民参加による一般的な犯罪防止へと取組んだと言える。

この手法が今回の東日本大震災という状況、環境の変化に対応して、被災地において実装化されるとすれば、厳密なアプローチに基づくその成果の検証こそは地域連携形成のプロセスの一般化に資することになり、このプロジェクトの成果はその検証の基盤である。

### 2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

当初想定していた社会問題の解決は、概ね達成できたと評価する。統計的データは当該地域における街頭犯罪件数の減少を示しており、直接的な関わりという点では解釈は難しいが、地域活動の活発化を示す事例などから見ても、本プロジェクトの効果である可能性は大きいと考えられる。中でもコミュニティ FM 局「FM さかい」の開設は、防犯に留まらず、地域の多様な問題を取り上げ、問題に対する地域の解決力を高める上で大きく貢献するものであり、注目すべき成果であろう。また、区長が広報誌のコメントで、本プロジェクトについて意見を述べるということは、1つの研究開発プロジェクトが成功しただけではなく、社会的に認知されたことを意味している。

達成した成果は、社会に効果・効用をもたらす可能性があると期待できる。位置情報を使った子どもの見守り、「情報広場」、コミュニティ FM 局の開設など、本プロジェクト終了後も継続して機能できるようにシステムが構築されており、成果の社会的還元が十分に果たされている。このプロジェクトチームの熱意と、地域性によるものが極めて高いと感じられ、一般化は難しいようにも思われるが、本研究のシステムを活用すれば、他地域にも適用できると思われる。

アウトリーチ活動は、十分に行われたと評価する。大阪という一地域に留まらず、被災地の東北などにも情報提供を行っており、研究の広がりを感じる。

### 2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に比較的貢献しうると評価する。パトロール、FM 放送局、GPS 等それぞれの活動は、すでに技術化や公開・定着を行っており、決して最新技術を駆使した目新しいものではないが、これらを有

機能的に組み合わせていくことで、新しい別の活動や結果を生み出したことは、社会学的な視点や方法論においては評価できる。技術の開発だけでなく、人とのつながりを大事にしながらの実践と行動、さらには情報共有システムによる「情報広場」の構築など、きめ細かい取組みが学術的・技術的にも評価できる。他方、人文・社会科学的方法論から見ると、時系列・水平的分析に新しい視点が乏しいために、このプロジェクトでまちづくりが「充実」したという有効性の明確化とその分析結果、つまりエビデンスに基づく視点がもっと欲しかった。

このような活動はその国の文化に強く依存しているために単純な国際的な比較は難しいが、国際的水準から見ても興味深い成果だと思われる。

#### **2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営**

研究開発の実施体制は適正であり、社会の情勢変化や社会問題の解決の進捗状況等に臨機応変に対応できたと評価する。プロジェクトリーダーが先頭に立って、積極的に実施体制を組んで、社会の情勢変化や社会問題の解決の進捗状況等に対応してきている。地域の住民を中核に、行政、学校、警察、教育委員会、企業等と連携・協力して推進した研究開発であり、まさに、理論と実践の融合であり評価できる。

研究開発の場が現に活動している地域社会であることを考慮すると、「計画／実行／評価（自己評価）」のサイクルを適切に社会の状況変化に適合させることは大変努力を必要とすることであるが、多くの関係者を巻き込んで、人の輪を重視しながら、かつ状況の変化を見ながら、運営・管理を実行してきており、高く評価できる。

#### **2-1-2-5. 副次的貢献**

本プロジェクトの活動は、関係機関を巻き込んだ社会づくりを目指したことで子供の見守り（子どもだけでなく親も）活動だけでなく住民の見守り（独居老人、徘徊老人）や広く地域の防犯に寄与しており、地域住民への防犯意識の高揚やまち全体の防犯に貢献しており、副次的に大きな成果があった。地域社会の連携形成が充実している地域は、優れたリーダーに依存していることに変わりがない状況を改めて知らしめた点も評価できる。

#### **2-1-2-6. 費用対効果**

地域の世代を越えたさまざまな人々の活動実態をみると人材育成の観点からも一定の成果があり、ハート・ルネサンスの活動の存在自体が、人々の連携形成の大きなひとつの在り方としても社会的貢献をなしている。ICT技術関連の開発、運用等に多くの資源を投じられている。それをツールとして住民を取り込んでまち全体での活動を考えると、その効果は投じた費用にある程度見合ったものであった。

#### **2-1-2-7. 特記事項**

本研究開発プロジェクトで得られた知見は、街頭犯罪等の地域防犯対策を目的とした地域づくりを行う際の一つのモデルケースとなり得る。また、地域共同体の機能強化であり、それは防犯に限らず、地域が抱える種々の問題の解決に資する可能性を持っている（平成23年10月、本プロジェクトによる取組み・成果等も含めた堺市登美丘地区の防犯活動

への取組みに対し、同地区防犯委員会が「安全・安心なまちづくり関係功労者」内閣総理大臣表彰を受章したことは、こうした地域コミュニティー一体となった取組み及びその効果が、全国的な規模で高く評価されている証左であると言える)。

研究開発終了後、その成果をより有効に社会還元するにあたり、研究者が媒介となって、複数の事例の特にプロセスの面を交流していくことを検討できる仕組みを作ることや、行政が実施しているまちづくり活動において、このプロジェクトをモデル事業や防犯活動として、支援や紹介をすることが有効である。今後は行政が提供する各種補助金などを上手く活用し、息の長い活動になることを期待する。

また、社会技術研究開発センターには、本研究で得られた活動成果を普及・維持させるために、メディアなどを通じた啓発活動や、各自治体等に本活動を紹介してその有効性を理解してもらい、資金的、活動拠点等の支援を依頼・提案するような機能を持つことを期待する。

## 2-2. 研究開発プロジェクト「子どもの犯罪に関わる電子掲示板 記事の収集・監視手法の検討」

研究代表者：中村 健二（立命館大学 情報理工学部情報シ  
ステム学科 助手）

### 2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献の視点等を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られていると評価する。

ネットの不法情報の自動監視を行う「違法情報判別システム」は、すでにいくつかのサービスが商業ベースで動いており、また、2つめの目標である危険性の高いユーザの自動抽出の「ネットパトロール支援システム」も、関連する類似サービスが既に開始されている。しかし、システムに対する学術面からのアプローチは必要であり、小規模ながらも同様な機能をもつシステムで常に学術面（商業ベースの外側）から検証する必要があることから、本プロジェクトの意義は大きい。特にソーシャルグラフ<sup>3</sup>の手法を用いた対人関係の抽出などは特筆すべきで、商業ベースのサービスだけでは得られない知見の創出につながる事が期待できる。

他方、本取組ではエビデンスに基づいたデータとの突合せが不十分である。ネットのデータをネット上から得た場合、取りやすいデータのみがとれてしまうために、エビデンスに基づいたデータと食い違うことが起こりうる。また本当の問題が潜在している可能性もあり、エビデンスに基づいたデータとの突合せは必須で、今後の突合わせ作業に期待したい。また、「ネットパトロール支援システム」では、個人情報を扱うことから法的問題と倫理的問題をクリアするための取り組みを行う必要がある。

### 2-2-2. 項目別評価

#### 2-2-2-1. 目標設定の状況

領域目標に対し、プロジェクトのアプローチは適切であったと評価する。仮想世界における子どもたちの安全をテーマとすることは、インターネット利用に伴った子どもの犯罪被害のリスクが高まっている現在、喫緊のテーマである。

研究開発目標は社会の情勢変化等を踏まえて適切に変更をおこなったと評価する。当初の研究開発目標のひとつである「違法情報判別システム」は、様々な技能を駆使して、効率の高いシステムを開発しつつあるように思われる。一方、もう一つの目標であった非行逸脱行為監視のための「ネットパトロール支援システム」の開発は、「コミュニケーションから発生する危険」に対応するため、将来システムの利用者となりうる本領域の下田プロジェクトとの交流や領域アドバイザーとの議論の結果、当初の目標を発展させて新たに追加策定されたものである。

---

<sup>3</sup>技術者である Brad Fitzpatrick 氏（現 Google 在籍）が 2007 年に発表したコンセプトで「人間関係図」のこと。

## 2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

当初想定していた社会問題の解決は、一部達成できたと評価する。「違法情報性判別システム」を根幹として、機械的に情報を入手する各種の手法を用いたサイバーパトロール支援システムのプロトタイプを構築し、人手による作業の軽減には貢献したが、実用レベルまでは達していない。構築された隠語等を多量に含む用語集は、今後ネットパトロールを実施するにあたり、具体的な指針となって手助けとなるものと期待される。しかし、把握した情報の精査及び違法情報判別はいずれも今後の課題である。

達成した成果は、社会に効果・効用をもたらす可能性が比較的高いと評価する。自動化するためのツールとして有効に利用される可能性は高いが、現実に利用可能にするためには、実際の経験を通してかなり改良等を加えられなければならないだろう。開発された一つ一つのシステムが連動することにより、学校教育を含め、社会に対する効果は比較的高いと評価する。しかし、倫理的・法的課題の解決がなされない限り、この種の個人情報に肉薄する手法は限定的分野・機関の利用に止まる可能性もある。

アウトリーチ活動は、比較的行ったと評価する。教育委員会への働きかけはよい反応が出ているが、IPS (Intrusion Prevention System : ネットワークへの不正侵入を阻止) 事業者に向けてのアプローチが少なく、民間事業者との連携を含めた実践につながっていない。本格的なアウトリーチ活動としては今後に期待したい。下田プロジェクトとの連携は、着実な成果を見せており、社会実装へ近づく機会となったと評価する。

## 2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に比較的に貢献したと評価する。インターネット上に広がる人間関係を自動的に排出してソーシャルグラフとして表示し、非行逸脱行為者の効率的発見を目指すマルチエージェントクローラ<sup>4</sup>は新しい試みである。このシステムは、インターネット分野における今後の技術発展にも対応しうると思われる。同様の研究は別アプローチからは幾つかあるが、それらの先行研究などもあわせて今後の貢献に期待する。

国際的に見ると、目的に応じて種々のクローラ類似のシステムが開発され利用されているが、逸脱行動に的を絞ったクローラの例は少なくとも学術論文としてはほとんど見られない。この分野では独自の試みであると言えるが、国際的水準での評価は難しい。

## 2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発の実施体制は、適正であり、社会の情勢変化や社会問題の解決の進捗状況等に対応できたと評価する。技術的対応として、違法情報の変質に対応できる検索機能の工夫などリアルタイムな情勢変化に適切に対処している。

研究開発の管理運営は、研究開発を効率的・効果的に社会の状況変化に適切に適合させたと評価する。研究開発途中で、違法情報の教師データを自動的に収集する手法の提案や隠語の自動的な発見など、それ以前の成果を評価して実用に適するように方向や内容に修

---

<sup>4</sup> クローラ (Crawler) とは、ウェブ上の文書や画像などを周期的に取得し、自動的にデータベース化するプログラムである。「ボット(Bot)」、「スパイダー」、「ロボット」などとも呼ばれる。マルチエージェントクローラは、点在する関連のある複数の書き込みにクローラが複数で対応する。

正を加えている。

研究開発領域の活動に大いに貢献したと評価する。本プロジェクトは ICT の活用を主としたものであり、領域全体へのネット分野での貢献は高く評価できる。また、下田プロジェクトとの連携を通じて、研究領域全般に通じる、科学的・技術的成果の倫理的・法的課題を明らかにし、その課題解決に努めている点は評価できる。

#### **2-2-2-5. 副次的貢献**

インターネットにおける危険性をまとめた短編動画は学習教材として有益であり、ネットリテラシーの向上に努力をしている点は、本研究開発の目標とは直接関係しないが評価できる。

#### **2-2-2-6. 費用対効果**

金額的に最小のプロジェクトであり、現時点では、技術的貢献、大学院生など共同研究者の育成の点で評価できる。システムを構築し、ツールとして実用に結びつく可能性のあるプロトタイプは開発出来たものの、学校現場での活用などの今後の社会実装にはかなりの距離があると考えるが、今回のプロジェクトに関しては十分に費用に見合うものと考えられる。

#### **2-2-2-7. 特記事項**

本研究開発プロジェクトで得られた知見は、インターネットの遊び場の変化に応じて子どもが犯罪に巻き込まれるリスクも多様になっている中で、「なりすまし」ユーザへの対策やネット世界において今後発生しうる多様な社会問題の解決にも資するものであり、将来の貢献が期待できる。また、本プロジェクトは、いままで IT 関係者が気づくことができない問題点を明らかにしている。特にソーシャルネットワークを利用した人間関係の問題点の発見のノウハウは非常に注目すべきで、今後大きな貢献が期待される。また、得られた数値データ等は社外秘として扱われることが多いため、商業ベースの仕組みからは得られないものであり、社会的な意義が大きい。

今後、成果をより有効に社会還元するにあたり、学校や教育委員会、警察、インターネットサイト運営会社等との連携・協力を深め、子どもたちへの生徒指導や、活動の支援に結び付け、ツールとして社会的仕組みの中に取り込まれるような努力が必要である。そのためには、下田プロジェクトとの連携や、県単位・市町村単位での指導員の組織化、および国・県の単位でのシステムの運用が必要となる。インターネット協会等の業界団体との連携をすすめてもらいたい。課題となるのが、子どもの個人情報の扱いである。学校と密着し、継続的に研究結果を還元することができれば、これらの課題を克服することもでき、より精度が高まると考える。

## 検討経緯

### 平成23年度第1回評価委員会

平成23年6月29日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目について

### 平成23年度第2回「犯罪からの子どもの安全」分科会

平成23年7月22日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

### 平成23年度第3回「犯罪からの子どもの安全」分科会

平成23年9月5日

議事：

1. 分科会報告書について
2. 総合評価について

### 平成23年度第2回評価委員会

平成23年11月8日

議事：

1. 「犯罪からの子どもの安全」分科会報告
2. 評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年 7 月 8 日 平成17年達第91号)  
 改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)  
 改正 (平成19年 1 月24日 平成19年達第 4 号)  
 改正 (平成19年 4 月11日 平成19年達第72号)  
 改正 (平成19年 6 月13日 平成19年達第80号)  
 改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)  
 改正 (平成20年 3 月26日 平成20年達第27号)  
 改正 (平成22年 6 月23日 平成22年達第105号)  
 改正 (平成23年 3 月28日 平成22年達第53号)  
 改正 (平成23年 4 月20日 平成22年達第112号)  
 改正 (平成23年 5 月25日 平成22年達第115号)

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究開発領域に係る評価
  - 第 1 節 研究開発領域の評価
  - 第 2 節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
  - 第 3 節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
  - 第 4 節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 3 章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
  - 第 1 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
  - 第 2 節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
  - 第 3 節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 4 章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
  - 第 1 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
  - 第 2 節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
  - 第 3 節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 5 章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第 6 章 評価方法等の周知、改善等

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第 4 条第 2 号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合  
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

## 第2章 研究開発領域に係る評価

### 第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価  
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価  
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発領域
    - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
    - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
    - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
  - イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
  - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
- (3) 評価者  
社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き  
センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的  
研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 研究開発の進捗状況と今後の見込  
イ 研究開発成果の現状と今後の見込  
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
社会技術研究開発センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準  
ア 研究開発領域の目標の達成状況  
イ 研究開発マネジメントの状況  
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

## 第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

### (評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

### (研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

### (事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラム

a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。

b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

### (中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト
    - a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。
    - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画  
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。  
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的  
研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
  - イ 研究開発成果の現状と今後の見込
  - ウ その他  
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア プロジェクト企画調査  
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ プロジェクト企画調査計画  
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
  - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況  
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

### 第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

#### 第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

#### 第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

- a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
- b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

### 第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行

う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という観点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクト  
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
  - イ 研究代表者  
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 研究開発計画  
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。  
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的  
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
  - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
  - ウ その他  
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者  
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き  
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。  
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

### 第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

## 第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

### (評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価  
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価  
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価  
追跡評価の実施時期については、別に定める。

### (事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
  - ア 実装支援の対象
    - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
    - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
    - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること
  - イ 実装責任者  
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
  - ウ 実装計画
    - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
    - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
    - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者  
プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き  
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。  
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

### (事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

## 第6章 評価方法等の周知、改善等

### (被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

### (評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

## 第7章 雑則

### (その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。